

日高市後援等名義使用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日高市の後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）に関する名義の使用許可について必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 市長は、国、地方公共団体、その他団体又は個人が主催する事業で、その内容が、市民福祉の増進、市民文化の向上又は地域社会の健全な発展に寄与すると認められるものについて、後援等の名義の使用を許可することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しないものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業であると認められるとき。
- (2) 営利又は特定の団体等の宣伝若しくは売名を目的とする事業であると認められるとき。
- (3) 公序良俗に反する事業であると認められるとき。
- (4) 主催者が十分な事業遂行能力を持たないと認められるとき。
- (5) その他市長が適当でないとき。

(申請手続)

第3条 後援等の名義の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の実施予定日の1月前までに日高市後援等名義使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、当該事業に関する資料の提出を申請者に求めることができる。

(許可通知)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査の上、その可否を決定し、日高市後援等名義使用許可結果通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(内容変更の届出)

第5条 名義の使用許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、申請内容に変更を生じたときは、速やかに日高市後援等名義使用内容変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、名義の使用許可を取り消すことができる。

(1) 事業が第2条の基準に反すると判明したとき。

(2) 前条に規定する内容変更の届出の内容が第2条の基準に反するとき。

2 市長は、前項の規定により名義の使用許可を取り消したときは、日高市後援等名義使用許可取消通知書（様式第4号）により、許可を受けた者に通知する。

3 市長は、事業が実施された後に、当該事業が第2条の基準に反したことが判明したときは、適切な措置を講じるよう許可を受けた者に要請することができる。

（実績報告）

第7条 許可を受けた者は、事業が終了したときは、速やかに日高市後援等名義使用実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。